

住宅耐震化補助

まず、計画策定費補助を申請していただき、その完了後に改修工事費補助の申請となります。

住宅耐震改修計画策定費補助

(1) 対象となる方

明石市内に対象となる住宅を所有する方

(2) 対象となる住宅 ※1

以下の条件をすべて満たす住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む）

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

イ 違反建築物でないもの

ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたものの

エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

(3) 対象となる費用

耐震診断・耐震改修計画策定（評点1.0以上）に要する費用

(4) 補助額

戸建住宅 補助率2/3 限度額20万円

共同住宅 補助率2/3 限度額12万円/戸

住宅耐震改修工事費補助

(1) 対象となる方 ※2

明石市内に対象となる住宅を所有し、合計所得金額が1,200万円以下の方（兵庫県民（個人））

(2) 対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

(3) 対象となる費用

① 地震に対する安全性を確保する（評点1.0以上）ための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強（附帯工事を含む）に要する費用

② 耐震改修を行う室内の内装工事に要する費用（家具工事、設備工事を除く）

(4) 補助額

戸建住宅 補助率4/5 限度額100万円
（工事費300万円以上の場合はさらに30万円上乗せ）

共同住宅 補助率4/5 限度額40万円/戸

部分型耐震化補助

住宅耐震化補助と比べ、安価で簡易な耐震化工事で、申請手続きも簡便です。

簡易耐震改修工事費補助

(1) 対象となる方

※2に同じ

(2) 対象となる住宅

※1に同じ（ただし耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る）

(3) 対象となる費用

対象となる住宅の耐震性能を改善する（評点0.7以上）工事に要する費用

(4) 補助額

補助率4/5
限度額50万円

シェルター型工事費補助

(1) 対象となる方

※2に同じ

(2) 対象となる住宅

※1に同じ

（ただし戸建住宅に限る）

(3) 対象となる費用

対象となる住宅への市が認める耐震シェルターの設置に要する費用

(4) 補助額

50万円（定額）

屋根軽量化工事費補助

(1) 対象となる方

※2に同じ

(2) 対象となる住宅

※1に同じ（ただし耐震診断の結果、「やや危険」と診断された木造戸建住宅に限る）

(3) 対象となる費用

対象となる住宅の屋根を軽量化（「非常に重い屋根」→「重い屋根」又は「軽い屋根」）する工事に要する費用

(4) 補助額

50万円（定額）

※2 工事費補助を受けた場合は、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置もあります。

住宅建替補助

耐震性の低い住宅の建替に補助します。

(1) 対象となる方

明石市内に対象となる住宅を所有、かつ居住し、合計所得金額が1,200万円以下の方（個人）※ただし、建て替後も申請者が居住すること

(2) 対象となる住宅

※1に同じ（ただし耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る）

(3) 対象となる費用

耐震性の低い既存住宅を耐震性の高い住宅へ建替える工事に要する費用

(4) 補助額

補助率4/5 限度額100万円

防災ベッド等設置助

(1) 対象となる方

対象となる住宅に居住し、合計所得金額が1,200万円以下の方（兵庫県民（個人））

(2) 対象となる住宅

※1に同じ

(3) 対象となる費用

対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用

(4) 補助額

10万円/台（定額）